

# こんにちは！！ 米原市社協です

～米原市社会福祉協議会の概要～

【令和元年度版】



社協広報キャラクター『てんてん』

## 目 次

1. 社協ってなに？	2
2. 米原市社会福祉協議会の組織	4
3. 事業推進方針（平成30年～令和4年）	5
4. 令和元年度事業計画	6
5. 令和元年度予算（総括表）	14
6. 地域福祉を進めるための資金	15
7. 連絡先一覧	16

# 1. 社協ってなに？

## ○地域福祉とは...

地域の様々な困りごとを、家族や友人、近隣住民、事業所や行政などが「自助」「互助」「共助」「公助」をうまく組み合わせて役割分担し、支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう、まちづくりを進めることです。

## ○社会福祉協議会とは...

- ①地域における住民組織と公私の社会福祉関係者等により構成され、
- ②住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取り組み、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉の実現をめざし、
- ③住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施などを行なう、
- ④市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

## ○地域福祉と社会福祉協議会の法的な位置づけ（一部抜粋）

### 【社会福祉法】 第1章 総則

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

### 【社会福祉法】 第10章 地域福祉の推進

#### 第二節 社会福祉協議会

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は一又は同一都道府県内の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ... （略）

指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

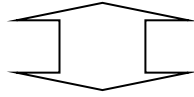
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

※ 社会福祉協議会は市民等とともに地域福祉を進める団体として位置づけられています。

## 2. 米原市社会福祉協議会の組織

【会 員】

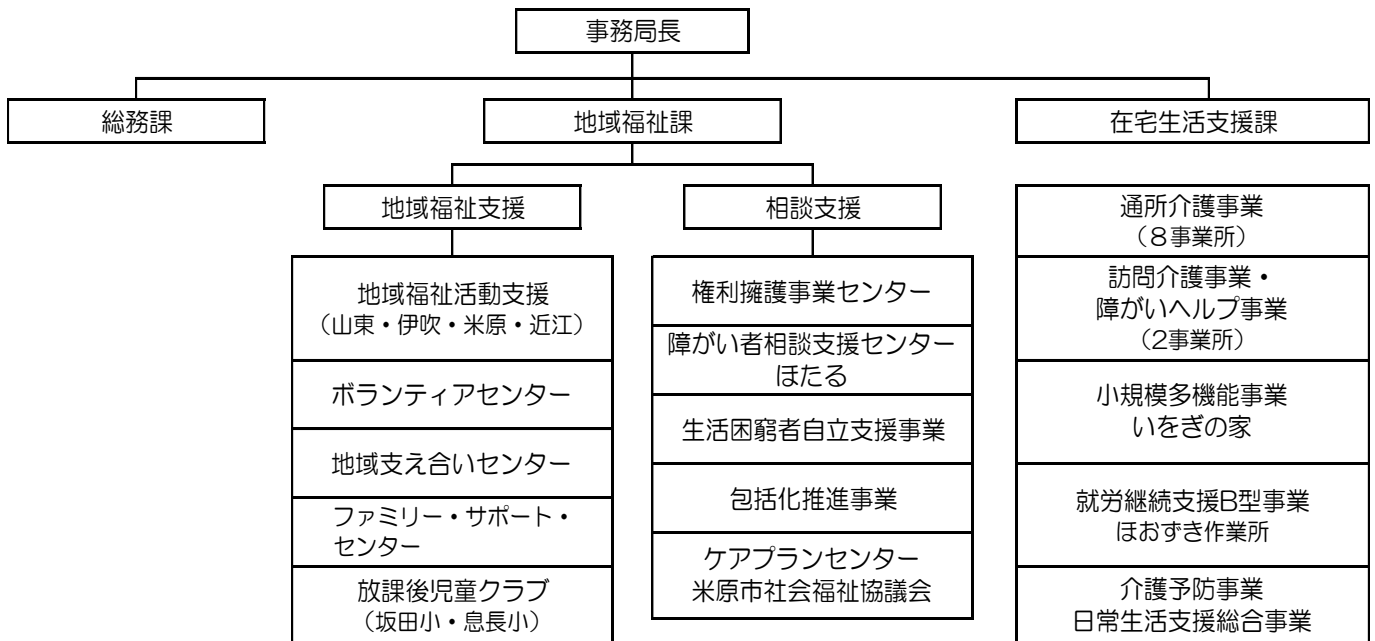
一般会員：市民  
特別会員：個人・団体・企業・商店・施設等



【評議員】（10～35名）		【理事】（7～9名）【監事】2名 （会長：1名） （副会長：1名）			
事務局	事務局 長	総 務 課	地域福祉課	在 宅 生 活 支 援 課	合 計
正規職員	1	4	23	31	59
准正規職員	0	4	7	27	38
パート職員	0	3	26	83	112
合計	1	11	56	141	209

（平成31年4月1日現在）

### 《事務局体制図》



- 山東地域福祉活動センター（志賀谷：旧山東生涯学習センター内）
- 伊吹地域福祉活動センター（春照：伊吹健康プラザ愛らんど内）
- 米原地域福祉活動センター（三吉：米原地域福祉センターゆめホール内）
- 近江地域福祉活動センター（顔戸：近江地域福祉センターやすらぎハウス内）

### 3. 事業推進方針（平成30年度～令和4年度）

#### 【基本方針】 『つながりで地域の暮らしを支えきる』

米原市社会福祉協議会は、市内のすべての人が地域社会の一員として安心して自分らしく暮らし続けられる地域共生社会の実現に向け、以下の推進方針を定めます。

#### 【推進方針】

##### （1）つながりを広げ深めるネットワーク活動の強化

地域住民や専門機関、福祉以外の分野の活動者が、生活課題の解決に向けて協働し支え合う関係づくりを進めるためのつながる場づくり、つなげる取り組みを進めます。

##### （重点項目）

- 自治会を超えたつながりによる住民主体の地域福祉活動の推進
- 社会福祉法人や事業者、福祉分野を超えた活動者等との生活課題の共有と解決に向けた取り組み
- 事業やサービス等を担う専門職の支援と地域住民の支え合い活動等をつなげて支える地域生活支援ネットワーク活動の充実

##### （2）充足されないニーズ、制度の狭間にあるニーズに対する事業やサービスの実施

既存のサービスや実践にとらわれず、一人ひとりの自分らしい生活の実現に向けて、先駆的・開拓的な支援やサービスを提供します。

##### （重点項目）

- 障がい福祉サービスをはじめとした、充足されないニーズへの事業・サービスの実施
- 介護保険事業を中心とした、収益を確保するための戦略的な事業展開
- 収益の計画的運用に基づく先駆的サービスや事業開発

##### （3）人材育成と魅力ある職場づくり

求められる事業・サービスを進めるため、人材を確保し、高い専門性と高潔な倫理を保持した人材を育成するとともに、働きがいのある職場づくりを進めます。

##### （重点項目）

- 職員の育成プログラムの充実
- 職員の適正な評価・処遇制度の確立
- 柔軟な働き方の実現と雇用体系の見直し

## 4. 令和元年度 事業計画

### I. 顔の見えるつながりを深める

#### 1. 福祉のこころを育みます

##### (1) 広報・情報発信

小地域福祉活動やボランティア活動、市内の福祉事業者の取り組みなど、市内の様々な福祉活動についての情報を多様なメディアを通じて市民に届け、福祉理解や福祉活動への参加意識を高めます。

- 社協広報誌「てとて」の発行
- ホームページ・フェイスブック等SNSの充実、多様なメディアの積極的活用
- 社会福祉大会や各種講座での情報発信

##### (2) 福祉学習・啓発

人権の尊重や支え合い活動の必要性を啓発し、地域共生社会の実現に向けた機運づくりや取り組みを推進します。

- 社会福祉大会
- 福祉学習
- 子育て講演会
- 平和祈念式典

#### 2. 地域や人のつながりを深めます

##### (1) 子育て支援

親や家族、地域や関係機関が連携しながら、子どもの成長を促す様々な体験や交流・つながりづくりの場を創設するとともに、主体的な活動へ発展するよう支援します。

- 子育てサークルの育成・支援
- 遊びの広場

### II. くらしを守る活動を広げる

#### 1. 子どもから高齢者まで一人一人に寄り添います

##### (1) 相談支援

支援を必要とする人からの暮らしの困りごとに対応します。また、関係機関と連携し、制度の間で暮らしづらさを抱える人への寄り添い型の相談支援活動をすすめるとともに、地域やボランティア、サービス事業者などの活動者への相談支援を行います。

さらに、単独の相談機関では対応しづらい複合的なニーズに対して、多機関多分野の相談機関が連携し、相談支援できる体制の構築、および出口施策の充実をめざします。

- 包括的支援体制構築事業（市委託事業）

## (2) 権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方などへの支援を行い、地域で安心してその人らしく生活できるよう支援します。

- 権利擁護センター（一部市委託事業）
  - ・成年後見制度、虐待等の相談窓口
  - ・成年後見申立支援
  - ・関係機関のネットワーク構築
  - ・意思表示のための「暮らし方ノート」の普及、啓発
  - ・地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助・日常の金銭管理・書類等預かり）
  - ・虐待・権利擁護に関する意識調査
- ・権利擁護に関する普及、啓発
- ・後見人等支援
- ・法人後見事業

## (3) 介護保険事業

- ◎ひとり一人の心身機能の状態や生活環境に応じた専門的ケアを提供します。
- ◎介護や医療、看護、リハビリテーション、様々な主体が行う生活支援と連携します。
- ◎利用者やその世帯の抱える生活課題に着目し、各事業所が身近な相談窓口として他機関と連携して課題解決にあたります。
- ◎既存のサービス等では対応できないニーズに対し、サービス内容を見直し充実を図るほか、ニーズに応じた新たなサービスの開発に取り組みます。

- 通所介護事業
  - 【通常規模型】
    - ・デイサービスセンター愛らんど
    - ・西部デイサービスセンターきらめき
  - 【地域密着型】
    - ・あったかほーむかせの
    - ・北部デイサービスセンターきたで～
    - ・デイサービスセンター行こ家のとせ
- ・デイサービスセンターゆめホール
- ・東部デイサービスセンターはびろ
- ・デイサービスセンター寄ろ家うかの

- 訪問介護事業
  - ・ヘルパーステーション山東伊吹
  - ・ヘルパーステーション米原近江

- 小規模多機能型居宅介護事業
  - ・いをぎの家

- 居宅介護支援事業
  - ・ケアプランセンター米原市社会福祉協議会

## (4) 介護予防事業

高齢者が要介護状態となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的に、運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけでなく、社会参加・交流の機会を設け、ひとり一人の生きがいや自己実現につながるプログラムを実施します。

- 通所型サービスA（介護予防・日常生活支援総合事業）
- 買い物生活リハビリ事業
- 高齢者筋力向上トレーニング事業（楽トレ事業）

## (5) 障がい者福祉サービス

障がいのある人が、地域社会の一員として暮らしていけるよう、関係機関と連携しながら、生活支援や就労支援に取り組みます。

- 一般相談事業・計画相談事業・自立生活援助事業
  - ・障がい者相談支援センター ほたる（一部米原市・長浜市委託事業）



- 障がい者ホームヘルプサービス
  - ・支援センター山東伊吹
  - ・支援センター米原近江

- 就労継続支援B型事業
  - ・ほおずき作業所

- 地域生活支援事業
  - ・移動支援事業
  - ・日中一時支援事業

### (6) 放課後児童クラブ（市委託事業）

子どもたちの思いをしっかりと受け止め、保護者と支援員とが一緒になって、一人ひとりに応じた支援の充実を図ります。

- ◎子どもたちが安全に安心して成長できる居場所づくりをすすめます。
- ◎ボランティアなど地域住民との関わりを深め、児童の健全な育ちを促します。
- ◎市内の他のクラブとも連携し、共に研修・研鑽を重ね、全体の質の向上を図ります。

- ・げんきっず坂田
- ・げんきっず息長

### (7) 生活応援事業（生活困窮者自立支援事業等）

社会的孤立や経済的困窮などの課題を抱える方に対し、生活再建に向けた相談支援や、就労支援、家計再建支援、生活自立のための訓練や社会参加の場の提供を行います。

また、子どもの貧困対策・子どもの育ちを支援する活動として、学習支援活動の展開や子ども食堂の活動を推進します。

- 自立相談支援事業（市委託事業）
- 被保護者就労準備支援等事業（市委託事業）
- 就労訓練事業（居場所の提供・自立生活訓練・中間就労（就労訓練事業））
- 学習支援事業
- 要援護世帯等向け歳末配分事業
- 生活困窮者物資提供事業（フードバンク）
- 就労準備支援事業（市委託事業）
- 家計改善支援事業（市委託事業）
- 子ども食堂の推進

### (8) 生活福祉資金貸付制度・一時援護資金貸付事業

低所得者や高齢者・障がいのある人等に対し、継続的な相談援助と資金の貸し付けやその他の制度の活用等を通じて、生活の維持・安定、経済的自立に向けた支援を行います。

- 生活福祉資金貸付制度（県社協委託・補助）
- 一時援護資金貸付事業

### (9) その他の生活支援

既存の制度やサービスでは支えきれない生活ニーズに対し、新たなサービスを企画・実施し、支援を必要とする人の生きがいを高め、日常の生活を支援します。

- ふれあいよりそいサービス
- 福祉機器貸出事業
- 地域生活応援事業
- 外出支援サービス事業（市委託事業）
- 緊急時預かりサービス（地域なじみの安心事業・緊急預かりサービス）
- 高齢者生きがいバス運行業務（市委託事業）

## 2. 身近な地域で支え合います

### (1) ご近助活動（自治会単位）の推進

地域住民が地域の困りごとに気づき、支援を必要とする人への見守り活動や生活支援の取り組みを推進します。

- 災害時避難支援体制構築に関する取り組みを関係機関と連携しながら支援します。
- 市民が主体的に見守り・支え合い活動を進める上での機運を高めるとともに、組織化や活動を支援します。

- 自治会長・民生委員児童委員・福祉委員等合同説明会の開催
- ご近所活動スキルアップ講座の開催
- 地域福祉懇談会の推進
- 食を通じて居場所をつくるプロジェクト事業の推進
- 火災警報器設置・点検事業の実施
- 防災力向上のための取り組み
- 避難行動要支援者登録の働きかけ
- 男性のためのいきいき料理教室の開催
- 活動への相談支援と情報提供（一円玉を大切に運動など活動資金確保を含む）
- 自治会ごとの担当職員の配置
- 見守りネットワーク会議の推進
- 防火訪問の実施
- 福祉マップの作成、更新支援
- 備品・車両の貸し出し
- 補助金の交付

### (2) 福祉活動団体支援

地域福祉団体が主体的に活動を進めることができるよう、情報交換や連携連絡の場を設けるとともに、様々な活動の場面で協働して地域福祉活動に取り組めるよう支援します。

- 連絡会議の開催
- 団体活動推進に係る研修会の実施
- 団体活動についての相談支援
- 団体活動計画の策定支援
- 新規事業立ち上げの働きかけ
- 単位民児協事務局の運営と委員活動の支援
- 補助金の交付による活動支援（まいばらコラボチャレンジ事業（仮）等）

### (3) 当事者団体活動支援

地域や行政等とのつなぎや地域活動への参画を支援し、当事者に対する理解を深めるとともに、新たな支え合い活動や福祉サービスの開発につなげます。

- 連絡・懇談会の開催
- 地域福祉活動への参画に係る福祉学習会の開催
- 団体活動についての相談支援
- 団体活動計画の策定支援
- 新規事業立ち上げの働きかけ
- 新たな支え合い活動や福祉サービス開発のための協議の場への参画呼びかけ（福祉避難所の運営等）
- 補助金の交付による活動支援（まいばらコラボチャレンジ事業（仮）等）

### (4) 地域福祉活動拠点の活用

周辺地域及び関係機関との連携・協働の中で市民の福祉拠点となる施設を運営します。地域福祉活動の拠点として小地域福祉活動やボランティア活動の支援、相談支援を行うとともに、介護保険サービスや介護予防事業、障害福祉サービスを実施し、市民の福祉ニーズに答える施設運営を行います。

- 運営推進会議の開催
- 地域交流事業の実施

## (5) 善意銀行

皆さまからの善意を、地域福祉推進に取り組む自治会や関係団体の活動を支えるための資金や、市民の暮らしの困りごとを支える資金として有効活用します。

- 善意銀行の募集啓発および情報提供
- 寄付者の意向に基づく効果的な活用（生活困窮者支援物資提供事業・備品・福祉機器貸出事業・火災警報器設置点検事業）

## (6) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金

地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を支援する仕組みとして、また市民のやさしさや思いやりを届ける運動「じぶんの町を良くするしくみ」を進めます。

- 募金活動の強化（受配団体等との協働、社会貢献活動への参加の呼びかけ）
- 募金の配分（透明性の確保と啓発の強化、域福祉活動への幅広い配分）

## (7) ファミリー・サポート・センター

子育てにおける相互援助活動を支援し、市民が安心して仕事と育児を両立できるまちをめざします。

- サポート会員と利用会員との相互援助活動（子どもの預かりおよび送迎等）の推進

## (8) 災害支援体制の構築

災害時の支援活動について協議する場を設定し、それぞれが果たす役割の整理や情報の共有を行います。

また、関係機関、福祉事業者等と協働し、地域防災計画に基づく個別避難支援計画の作成に向けた地域の取り組みを支援します。

さらに、各事業所が、災害時の利用者の安否やサービス連携について確認し、被災状況に応じたサービスを速やかに提供できる体制を整備します。

- 災害時支援の連携構築
  - ・福祉事業者との災害対策に関する協議
  - ・サービス事業所ごとの災害時対応マニュアルの作成
  - ・地域における個別避難支援計画の作成支援

## (9) 災害ボランティアセンターの設置運営

被災者が抱える問題と活動ニーズとが的確に調整され、災害時に必要となる新たなボランティア活動の創設や地域との連携など、円滑な運営のための人材の養成と体制の整備を行います。

- 災害ボランティアセンターの設置運営
- 運営サポーターの募集
- 雪害時の対応に関する訓練の実施
- 運営サポーターミーティングの開催

## (10) 福祉避難所の運営体制整備

災害時に福祉避難所が円滑に運営できるよう、マニュアルの整備や備品等の準備、関係機関との情報共有、運営訓練を行います。

要配慮者の生活面や健康面、衛生面など避難所生活が安心して過ごせるよう要配慮者や関係機関が話し合える場づくりを行います。

- 福祉避難所運営体制の整備

## Ⅲ. 助け合い、支え合う人を育む

### 1. 地域の担い手を育みます

#### (1) ボランティアセンター

支援を必要とする人や地域、サービス事業所などからの声をもとに、ボランティアによる支援ニーズを把握し、必要な事業の企画とボランティアの養成を行うなど、ボランティア活動の推進と活動に関する調整を行います。

- |              |                         |
|--------------|-------------------------|
| ○情報提供・活動調整   | ○傾聴ボランティア養成講座・スキルアップ研修会 |
| ○音訳事業（市委託事業） | ○認知症サポーターの養成（市委託事業）     |
| ○ボランティア入門講座  | ○障がい児者支援サポーター育成講座       |

### 2. 福祉人財を育みます

#### (1) 福祉介護人材の育成

地域の支え合いや生活支援サービスの担い手の育成をめざすとともに、質の高い介護人材が、市内の事業所に安定的に確保されるよう、社会福祉法人や介護事業所等と協働して、福祉・介護人材の育成に取り組みます。

- |                      |
|----------------------|
| ○福祉現場での実習受け入れ        |
| ○介護職員初任者研修・フォローアップ研修 |

## Ⅳ. みんながつながるまちをつくる

### 1. つながる仕組みを強化します

#### (1) 地域ニーズ・社会資源の把握と分析

小地域福祉活動やボランティア活動の支援、相談事業や福祉サービス等を実施する中で、地域の課題や暮らしの困りごと、地域の社会資源の把握を行うとともに、必要に応じ調査を行います。

また、分析・整理した暮らしの困りごとや把握した地域の社会資源を地域カルテにまとめ、自治会や関係機関、活動者等と共有・活用できる仕組みをつくります。

- |              |
|--------------|
| ○地域カルテの作成と活用 |
|--------------|

#### (2) 地域支え合いセンター・生活支援サービス基盤整備事業

自治会の範囲を超えて地域課題を共有し、解決に取り組む組織づくりについての協議の場をつります。また、地域やサービス事業者などが協働し、生活支援サービスの充実や認知症高齢者の見守り活動、地域から孤立をなくすための取り組みを推進します。

- 市全域の協議体（まるごと交流会等）の運営
- 2層協議体の運営
- 支援ニーズの集約と活動      ○サービス等に関する情報の発信（情報収集・発信）
- 生活支援活動などに取り組む団体等の活動支援
- 買い物支援や移動支援など地域のニーズに合わせた広域生活支援サービスの開発

### （３）福祉サービス事業者支援

市内の福祉・介護サービス事業者に対し、人材育成や研修、情報提供等の支援を行い、地域活動と事業者をつなげるコーディネートを行います。

- 多職種連携の会の運営支援、事務局担当      ○実践報告会、合同研修会の開催
- 社協広報誌を活用した情報提供、PR活動      ○福祉人材の育成と確保に向けた協働
- 専門職による出前講座の推進

### （４）社会福祉法人のネットワークの構築・地域貢献推進

社会福祉法人が創意工夫し、多様な「地域における公益的な取り組み」が展開されるよう、地域の課題の共有や取り組みの協働化、地域と法人をつなぐ支援を行います。

- 合同研修会、情報交換会（情報提供、意見交換等）の開催
- 補助金の交付による活動支援（まいばらコラボチャレンジ事業（仮））

## V. 推進体制の充実・強化

### （１）評議員会・理事会の運営

法人運営の安定と発展に向けた方策、地域のニーズに応える事業展開について協議検討します。

- 評議員会（年３回）      ○理事会（年６回）・理事委員会（随時）      ○役員研修

### （２）情報公開と監査機能の充実

法人情報を市民に公開し、運営の透明性と公共性を確保するとともに、内部チェックにより、事業の公正性を保ちます。

- 法人情報・財務諸表の事務所での備え置き、インターネットでの公開
- 内部チェックの実施
  - ・監事による事業・会計監査（年２回）      ・法人後見事業に関する運営監視
- 会計・労務等に関する専門機関によるチェックと指導（通年）
- 福祉サービスに関する苦情解決事業
  - ・苦情相談委員会（第３者委員会）による対応結果の確認（年２回）

### （３）会員・会費制度の普及促進

地域福祉の推進を図るため、市民や事業所、企業等へ協力を求め、社会福祉協議会の運営への参加を進めます。

- 啓発資料（パンフレット等）を活用した普及啓発活動

#### (4) 財政の健全化

補助金・受託金・会費・共同募金・寄付金等の確保に努め、経営改善、経費削減に取り組むほか、介護・福祉事業による収益を新たな地域福祉事業のために活用します。

- 善意銀行の有効活用
- 行政担当部署との連携（地域福祉推進に向けた事業・予算要望）
- 事業収益の1%を目標とした地域貢献的活動への資金活用
- 経営安定化積立金（事業運営・施設整備費・車輛購入・事業開発）

#### (5) 人材育成と活用

職員自らが、求められる資質を確認するための評価基準を定め、職員の働きがいと専門性を高め、働きやすい環境づくりを進めます。

- キャリアパス・研修制度の充実
  - ・階層別研修カリキュラムに基づく研修計画の作成と実施
  - ・新任職員の育成と支援
  - ・職場内QC活動の推進
- 評価制度の確立
  - ・業務目標管理制度の運用
  - ・職務表の見直し
  - ・評価制度の整備
- 処遇制度の充実
  - ・職責や専門性に応じた給与体系の見直しと働きやすい環境づくり（給与、諸手当、昇格昇給基準、休暇制度、短時間職員、再雇用制度 など）
  - ・各種業務軽減に向けたICT導入の検討
- 法人内連携の促進
  - ・各部門（部署）を横断するプロジェクト事業の推進

## 5. 令和元年度予算（総括表）

（単位：千円）

勘定科目		法人全体	構成比
収 入	会費・寄付金収入	11,900	1.5%
	補助金収入	72,328	9.3%
	受託金収入	144,803	18.6%
	貸付事業収入	1,675	0.2%
	事業収入・負担金収入	6,592	0.9%
	介護保険収入	400,163	51.5%
	就労支援事業収入	10,420	1.3%
	障害福祉サービス等事業収入	105,424	13.6%
	その他の収入	24,072	3.1%
	<b>収入合計①</b>	<b>777,377</b>	<b>100%</b>
支 出	法人運営事業	95,782	12.3%
	善意銀行	200	0.0%
	共同募金配分金事業	10,592	1.4%
	地域福祉推進事業	57,299	7.4%
	介護予防事業	4,248	0.5%
	生活支援事業	5,243	0.7%
	子育て支援事業	186	0.0%
	放課後児童クラブ(4事業所)、ファミリー・サポート・センター	37,162	4.8%
	総合相談事業・貸付事業	8,799	1.1%
	権利擁護事業	26,943	3.5%
	生活困窮者自立支援事業	16,298	2.1%
	居宅介護支援事業所(1事業所)	30,678	4.0%
	通所介護事業所(8事業所)	257,414	33.1%
	小規模多機能型居宅介護事業(1事業所)	39,848	5.1%
	訪問介護事業所(2事業所)	55,135	7.1%
	障がい者相談支援センター	17,022	2.2%
	居宅介護事業所(障がい者ホームヘルプサービス:2事業所)	29,908	3.9%
	就労支援事業(リサイクルショップ他)	10,420	1.3%
	就労継続支援B型事業所(1事業所)	42,130	5.4%
	施設管理事業	30,335	3.9%
	介護初任者研修事業	764	0.1%
予備費	500	0.1%	
<b>支出合計</b>	<b>776,906</b>	<b>100%</b>	
<b>当期資金収支差額&lt;①-②&gt;</b>		<b>471</b>	

### 【費用別支出明細】

○人件費：569,356（73.2%）

○事業費：84,437（10.9%）

○事務費：61,210（7.9%）

○助成金：10,646（1.4%）

○施設整備費：11,866（1.5%）

○その他：39,862（5.1%）

## 6. 地域福祉を進めるための資金

～皆さまのご協力をお願いいたします。～

### ①社協会費（募集期間：5月～6月）

会費にご協力いただく（会員になる）ことで、地域福祉を推進する活動に参加いただくという意味があります。住民相互が支え合う福祉のまちづくりを支える大切な財源となります。

【普通会費】市内の各世帯が対象（年額 1,000 円／世帯）

【特別会費】企業・商店・事業所等が対象（年額 3,000 円／一口）

### ②日本赤十字社活動資金（募集期間：5月～6月）

日本赤十字社が行うすべての人道支援活動は、皆さまからの寄付によって支えられています。

- ・災害救護活動
- ・国際支援活動
- ・献血事業
- ・育成活動（青少年/看護師）
- ・赤十字奉仕団 など

【寄附金】年額 500 円／世帯

### ③赤い羽根共同募金（募集期間：10月～12月）

米原市で集められた募金の約 7 割が米原市内の福祉活動の支援に活かされ、3 割は県内全体の災害対策や福祉活動に活用されます。

- ・自治会、福祉関係団体、ボランティアグループが行う支え合いの活動
- ・社会福祉大会
- ・こどもの居場所と学習の支援 など

【募金の目安額】700円／世帯 ※

※目標、目安であり強制するものではありません。

### ④歳末たすけあい募金（募集期間：12月）

共同募金の一環として、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人が地域で安心して暮らすことができるよう支援します。

- ・ひとり暮らし高齢者、ひとり親世帯、心身障がい者、低所得世帯へ配分
- ・当事者団体活動の支援 など

【募金の目安額】500円／世帯 ※

※目標、目安であり強制するものではありません。

### ⑤善意銀行（募集期間：年間随時）

皆さまから寄せられる技術、労力、金品等の善意の預託を受け、これを必要とする方々に届け、また、福祉活動・事業に活かします。

※ 詳しくは、各募集期間に合わせて、案内・チラシ等を発行いたします。



## 7. 連絡先一覧

- ◇〒521-0023 滋賀県米原市三吉570番地 米原市米原地域福祉センターゆめホール内  
電話 0749-54-3105・3110 FAX 0749-54-3115  
メール maibarashi-shakyo@leto.eonet.ne.jp  
ホームページアドレス <http://maibara-shakyo.or.jp/>  
法人本部  
米原地域福祉活動センター  
デイサービスセンターゆめホール  
障がい者相談支援センターほたる 電話0749-54-3201 (直通)  
米原市権利擁護センター 電話0749-54-3205 (直通)
- ◇〒521-0218 米原市志賀谷1907番地 (旧山東生涯学習センター内)  
電話/FAX 0749-55-3933  
メール m-shakyo-mishima@zd.ztv.ne.jp  
山東地域福祉活動センター  
米原市ボランティアセンター  
地域支え合いセンター  
ファミリー・サポート・センター
- ◇〒521-0314 米原市春照56番地 米原市伊吹健康プラザ愛らんど内  
電話 0749-58-1770 FAX 0749-58-2231  
メール m-shakyo-s.ishi@zb.ztv.ne.jp  
伊吹地域福祉活動センター  
デイサービスセンター愛らんど  
ヘルパーステーション山東伊吹・支援センター山東伊吹
- ◇〒521-0072 米原市顔戸21番地2 米原市近江地域福祉センターやすらぎハウス内  
電話 0749-52-4393・1463 FAX 0749-52-8051  
メール m-shakyo-oshi@iris.eonet.ne.jp  
近江地域福祉活動センター  
ケアプランセンター米原市社会福祉協議会
- ◇〒521-0001 米原市朝妻筑摩2483 米原市西部デイサービスセンター内  
西部デイサービスセンターきらめき 電話52-8816 FAX52-6850  
ヘルパーステーション米原近江・支援センター米原近江 電話52-8826 FAX52-8827
- ◇あったかほーむかせの 〒521-0219 加勢野 525-2 電話/FAX 55-3738  
◇東部デイサービスセンターはびろ 〒521-0202 柏原 2202 電話/FAX 57-1800  
◇北部デイサービスセンターきたで～ 〒521-0307 大久保 885 電話/FAX 58-8010  
◇ほおずき作業所 〒521-0083 新庄 672 電話52-4659 FAX52-4406  
◇行く家のとせ 〒521-0082 能登瀬 1294-3 電話54-8188 FAX54-8189  
◇寄ろ家うかの 〒521-0062 宇賀野 590 電話/FAX 52-6880  
◇いをぎの家 〒521-0091 岩脇 24-1 電話/FAX 52-6006  
◇げんきッズ坂田 (放課後児童クラブ) 〒521-0062 宇賀野 274 電話/FAX 52-4643  
◇げんきッズ息長A (放課後児童クラブ) 〒521-0082 能登瀬 1339 電話080-2536-8474  
◇げんきッズ息長B (放課後児童クラブ) 〒521-0082 能登瀬 1294-1 電話54-1211

～ つながりで 地域の暮らし 支えきる ～



社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

〒521-0023 滋賀県米原市三吉570番地  
米原市米原地域福祉センターゆめホール内

TEL 0749-54-3105

FAX 0749-54-3115

<http://www.maibara-shakyo.or.jp/>